

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 東郷春木ケアハウス運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人薫徳会が開設する東郷春木ケアハウス（以下「事業所」という。）が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護員等が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 1 事業所の職員は、特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
- 2 サービスが高齢者の健康と生活の基盤に深く関わるものであることに鑑み、その提供にあたっては、事故の防止はもとより、高齢者の心理面に配慮するほか、自立援助、家族や公的サービス、関係市区町村との連携等を旨とし、事業者の責任において適切なサービス提供を行うものとする。
- 3 安定かつ継続的な事業運営に努める。

(名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 東郷春木ケアハウス
- (2) 所在地 愛知県愛知郡東郷町大字春木字清水ヶ根240番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は専門性及びチームワークの確保、質的サービス実施について総合的な指揮、監督を、一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1人以上（常勤換算。うち常勤職員1名以上）
生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。又、常に計画担当責任者との連携を図りサービス計画につなげる。
- (3) 介護職員 15人以上（常勤換算。うち常勤職員1名以上）
（看護職員と合わせた常勤換算法で介護職員配置は利用者3人に対し1人）
介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (4) 看護職員 2人以上（常勤換算。うち常勤職員1名以上）
看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに保険衛生管理に従事する。
- (5) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を希望に応じて行う。

(6) 計画担当責任者 1人以上

計画担当責任者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成する。

(入所定員及び居室数)

第5条 事業所の定員及び居室数は、次のとおりとする。

- (1) 利用定員 50名 (特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 50名)
- (2) 居室数 50室

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、食費及び居住費は全額、介護サービスについては、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。事務費については、ケアハウス利用契約に基づく負担をもって全額負担しているものとみなす。

(1) 介護

- ①特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護において、利用者に提供する基本介護サービス内容は、入浴、排泄、食事、その他の日常生活上の世話を旨とし、利用者の心身の状況に応じた施設サービス計画を3か月ごとに作成し、利用者及び連帯保証人との面談を行い、サービス内容、利用料の説明、また要介護認定に基づく保険給付額との照合を行い、利用者、連帯保証人の同意を得た後、介護サービスを実施するものとする。なお、保険給付額を超える施設サービスについては、利用者、連帯保証人の希望あるいは同意がある場合に限り、これを行う。
- ②介護保険適用外サービスについては、利用者の医療的症狀並びに身体状況の変化等により、急を要する場合あるいは利用者、連帯保証人よりの個人的希望に基づいて行うものとする。

なお、介護保険適用外サービスに係る費用については実費負担とする。

(2)健康管理

看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。

(3)相談及び援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は

その家族等に対し、その相談に適切に応じると共に、利用者の社会生活に必要な支援を行なう。

(契約の終了)

第7条 利用者は、事業者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、契約を解約することができる。

2 一定の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、契約を解約することができる。

3 利用者が要介護認定の更新で非該当(自立)と認定された場合、所定の期間の経過をもって契約は終了する。

4 次の事由に該当した場合は、契約は自動的に終了する。

①利用者が他の介護保険施設に入所した場合

②利用者が死亡した場合

(協力医療機関等)

第8条 事業所は、医療機関との間に、健康相談、健康診断などについて協力契約を結ぶものとする。

①協力医療機関名：医療法人財団 愛泉会 愛知国際病院

診療科目：内科

協力内容：緊急時対応、健康診断、健康相談

②協力医療機関名：医療法人 生寿会 東郷春木クリニック

診療科目：内科

協力内容：緊急時対応、健康診断、健康相談

(施設利用に当たっての留意事項)

第9条 連帯保証人を1人定める。連帯保証人は利用料金の支払いについて利用者と連帯して責任を負う。また、ケアハウス契約が解除された時には利用者を引き受ける。

2 事業者は、以上の内容について、重要事項説明書に基づく説明を行うと共に利用者と利用契約を文書によって締結する。

3 利用者が入院加療を要する場合は、適切な病院等を紹介する。

(緊急時における対応方法)

第10条 利用者の生命と安全を確保することを最優先課題とし、あらゆる災害に対して安全対策を講じる。

(1)消防計画の作成と届出

防火管理者たる施設責任者は、「消防計画」を作成して所轄消防署に届出る。

(2)防災訓練

- ・訓練は、通報訓練・消防訓練・避難訓練・総合訓練とする。
- ・避難訓練は夜間を想定して自力避難の困難な者の救出を重点に実施する。
- ・避難訓練の際には所轄消防署に連絡をとる。

- ・訓練への参加、日頃からの協力依頼により近隣協力者との十分なコミュニケーションを図る。
- ・避難場所として、予め近隣の病院・公民館等の各種施設との連絡体制を十分に整える。

(3)夜間防火管理体制

(4)防火義務設置設備の整備

防火設備は消防法令に基づき適正に設置・維持管理するとともに、資格を有する者が定期的に点検を行う。

- 2 利用者の心身状況に異変その他、緊急事態が生じたときは、医師又は協力医療機関と連絡をとり、適切な対応を行う。

(非常災害対策)

第11条 非常時に備えて保存食を3日分用意する。また、非常食とともに紙おむつなどの消耗品も適宜確保する。エレベーター・ボイラー・下水道処理設備等の設備は、法令により資格を有する者が定期的に点検・整備する。

(夜間体制)

第12条 午後9時から翌朝午前7時の時間帯における職員体制は、夜勤、宿直を問わず1名以上を配置するものとする。

(秘密の保持)

第13条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する監督機関の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿とする。

- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(身体拘束等)

第14条 事業所は、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族の「利用者の身体拘束に伴う申請書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。

(苦情対応)

第15条 利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合、事業所は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者またはその家族に報告する。

なお、苦情申立窓口は、別紙【施設苦情・相談解決制度】に記載された通りである。

(虐待の防止のための措置)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 厚生労働省が定める事業者にかかる情報の開示を行う。

- 2 職員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 年2回
 - (3) 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については社会福祉法人薫徳会と事業所の管理者である施設責任者との協議に基づいて定め、重要事項が生じた場合にはその適切な対応を図り、問題の解決に当たるものとする。
- 4 問題の解決に当たっては運営懇談会等において説明し、利用者の理解を得るよう努める。

附則 この規程は平成18年1月1日から施行する。

附則 この規程は平成19年1月1日から施行する。

附則 この規程は平成20年6月1日から施行する。

附則 この規程は平成21年6月1日から施行する。

附則 この規程は平成22年6月1日から施行する。

附則 この規程は平成23年6月1日から施行する。

附則 この規程は平成24年6月1日から施行する。

附則 この規程は平成25年6月1日から施行する。

附則 この規程は平成26年6月1日から施行する。

附則 この規程は平成27年6月1日から施行する。

附則 この規程は平成28年6月1日から施行する。

附則 この規程は平成29年6月1日から施行する。

附則 この規程は平成30年6月1日から施行する。

附則 この規定は2019年6月1日から施行する。

附則 この規定は2020年6月1日から施行する。

附則 この規定は2021年6月1日から施行する。

附則 この規定は 2022 年 6 月 1 日から施行する。